平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	四、二二〇円
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	四、二四〇円
令和二年四月から令和三年三月までの月分	四、二六〇円
令和三年四月から令和四年三月までの月分	四、二七〇円
令和四年四月から令和五年三月までの月分	四、二五〇円
令和五年四月から令和六年三月までの月分	四、一九〇円

○厚生労働省告示第百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
（略）	（略）
基準永住帰国日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にある者	基準永住帰国日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にある者
（略）	（略）
基準永住帰国日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間にある者	（新設）
一三、二〇〇円	

○厚生労働省告示第百六十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（令和三年厚生労働省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修
第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この条において「施行規則」という。）第二十条の二第五項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び次条において「上級職場適応援助者養成研修」という。）、第二十条	**第一条**　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この条において「施行規則」という。）第二十条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び次条において「訪問型職場適応援助者養成研修」という。）又は施行